

平成27年5月29日

流山市長 井崎 義治 様

流山市生涯学習審議会

会長 小林 暁峯



建て替え後の市民総合体育館の利用料金について（答申）

平成27年5月13日付け流教生第126号にて諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

答 申

建て替え後の市民総合体育館の利用料について

平成27年5月29日

流山市生涯学習審議会

私たち「流山市生涯学習審議会」委員は、「建て替え後の市民総合体育館の利用料」について、公平・公正で、かつ納税する市民の立場、施設を利用する市民の立場に立って、現実的で責任のある結論を見出すべく、勉強会を開くなど議論し検討した。

審議会では、受益者負担と公費負担について、また、定期的な検証と社会経済情勢などが大きく変わった際の検証について、さらに、魅力ある運営による収入確保について審議した。

1 管理運営コストの受益者負担と公費負担の割合を50：50の目標とすることについて

新体育館は、市民ニーズに応えるため施設規模を拡大し、機能を充実させ、現体育館を上回るサービスを提供する予定であり、管理運営コストも増大すると考えられている。このような状況を踏まえ、当審議会では、市民ニーズに応えるサービスを長期的に提供するため、近傍類似施設など他自治体の考え方を参考に受益者負担と公費負担との割合を基に利用料の設定を検討した。

新体育館はスポーツ利用の他、文化活動にも利用され、さらには、災害時の避難場所としても利用されるなど、多くの市民が必要とする公の施設であること、また、近傍類似施設や他の自治体の料金水準や施設利用者の負担などを考えると、管理運営コストを対象原価として受益者負担と公費負担の割合について50：50を目標に利用料を設定することが適当であるとの結論に達した。

2 利用料の定期的な検証について

新体育館の管理運営コストに対し、施設利用者が負担すべき割合について5割を目標としているが、この数字は効率的な運営を前提としている。

新体育館が長期間にわたり、市民ニーズに応える健全な運営をしていくためには、流山市公共施設使用料の設定に当たっての基本方針（平成20年2月制定）により、受益者負担と公費負担について定期的に検証するとともに、社会経済情勢などが大きく変わった際にも、必要に応じて随時検証し、より効果的な運営が行われるよう提案するものである。

3 魅力ある運営と収入確保について

当審議会では、市民ニーズに応え、稼働率・利用者数の向上を図るため、トレーニングジムの導入やフットサル利用の検討に加え、市民利用とのバランスを図りながらプロスポーツ等の「観るスポーツ」の誘致にも取り組むことを期待している。また、新たな財源確保の取り組みとして、新体育館にネーミングライツの導入を検討すべきとも考える。さらに、指定管理者の創意工夫による事業等を計画的に実施し、魅力ある体育館づくりに積極的に取り組むことによって安定した収入が確保できるものとする。

（1）市民の健康増進の拡充

健康増進、介護予防事業等の充実

（2）生涯スポーツの普及及び振興

地域スポーツ団体等との連携・協働による事業展開及び効果的な広報

（3）スポーツの教育的効果の増進

トップアスリートによる「観るスポーツ」をはじめ、定期的なスポーツ教室の開催など

上記が参考事例として当審議会であがったが、これらに限らず、市内最大の避難場所として防災啓発活動を行う一方、文化活動などの実施も含め、魅力ある施設づくりと創意工夫による健全運営に努められたい。